

出産育児特別給付金のご案内

加茂市では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施された「特別定額給付金」の支給対象にならなかった4月28日以降に生まれたお子様へ出産育児特別給付金を支給します。

感染症への不安のある中、妊娠出産され新たに加茂市民となるお子様の育児支援として、1人10万円を支給します。

支給対象児 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ加茂市に住民登録し6カ月以上居住する子ども

支給対象者 令和2年4月27日以前に加茂市に住民登録し支給対象児の出産後6カ月以上加茂市に居住する母^{注1}

注1 母が4月28日以降転入した場合は、出産時加茂市に住民登録があり、父が4月27日以前に加茂市に住民登録があれば支給対象です。

申請先 加茂市福祉事務所児童障害係 ⑦番窓口

必要書類 出産育児特別給付金支給申請書（様式1）

出産した母名義の通帳又はキャッシュカードの写し

※振込は、申請から1カ月ほどかかります。

担当 加茂市福祉事務所

児童障害係 52-0080 内線 177